

【疾病・障害認定審査会の概要】

本審査会の役割は、予防接種法、検疫法、原爆援護法、感染症法等に定められた各種手当の給付等に関する審査を行うものである。なお、各法に基づく審査については、専門性・個別性が高いため、各分科会に委ねられている。

疾病・障害認定審査会（任期2年、定数30名以内）

（事務局：健康局総務課）

感染症・予防接種審査分科会

（事務局：健康局結核感染症課）

- 「予防接種法」における予防接種による健康被害認定の審査
- 「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法」における健康被害認定の審査
- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」における入院命令の審査請求に係る審査
- 「検疫法」における隔離の審査請求に係る審査

予防接種健康被害再審査部会

新型インフルエンザ（A/H1N1）予防接種健康被害調査

原子爆弾被爆者医療分科会

（事務局：健康局総務課）

- 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」における原爆症認定の審査

第一審査部会（消化器系以外の悪性腫瘍）

第二審査部会（消化器系の悪性腫瘍）

第三審査部会（甲状腺の悪性腫瘍、白血病及び副甲状腺機能亢進症）

第四審査部会（白内障及び心筋梗塞）

身体障害認定分科会

（事務局：障害保健福祉部企画課）

- 「身体障害者福祉法施行令」における疑義のある障害の認定